

茨城県霞ヶ浦北浦海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
霞北共第1号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県土浦市港町三丁目、蓮河原町及び大岩田地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線並びに基点第122号及び基点第123号を結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北緯36度3.319分東経140度13.354分 基点第2号 北緯36度3.769分東経140度13.224分 基点第3号 北緯36度4.805分東経140度13.084分 基点第122号 北緯36度4.574分東経140度13.022分 基点第123号 北緯36度4.473分東経140度13.022分 ア 北緯36度3.339分東経140度13.619分 イ 北緯36度3.897分東経140度13.863分 ウ 北緯36度4.770分東経140度13.380分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県土浦市	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第2号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先	次の基点第5号、オ、カ、ア、イ、ウ、エ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と土浦市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第4号 北緯36度5.000分東経140度13.103分 基点第5号 北緯36度5.188分東経140度13.449分 基点第6号 北緯36度4.984分東経140度14.207分 基点第7号 北緯36度4.249分東経140度14.469分 基点第8号 北緯36度4.107分東経140度15.888分 ア 北緯36度4.996分東経140度13.135分 イ 北緯36度4.819分東経140度14.043分 ウ 北緯36度3.925分東経140度14.433分 エ 北緯36度3.919分東経140度15.867分 オ 北緯36度5.043分東経140度13.412分 カ 北緯36度5.053分東経140度13.133分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県土浦市	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第3号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県かすみがうら市地先	次の基点第8号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線、基点第10号、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線、基点第16号、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及び基点第20号の各点を順次に結んだ線並びに基点第21号、ナ、ニ、ス、ネ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線とかすみがうらの市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第119号、ノ、ハ及び基点第120号を順次に結んだ線とかすみがうらの市の湖岸線とによって囲まれた区域は除く。 基点第8号 北緯36度4.107分東経140度15.888分 基点第9号 北緯36度4.030分東経140度16.564分 基点第10号 北緯36度3.906分東経140度16.993分 基点第11号 北緯36度3.940分東経140度17.598分 基点第12号 北緯36度4.055分東経140度18.767分 基点第13号 北緯36度3.645分東経140度19.900分 基点第14号 北緯36度3.736分東経140度21.552分 基点第15号 北緯36度4.298分東経140度22.524分 基点第16号 北緯36度4.811分東経140度23.237分 基点第17号 北緯36度5.158分東経140度23.624分 基点第18号 北緯36度5.731分東経140度22.627分 基点第19号 北緯36度6.188分東経140度22.961分 基点第20号 北緯36度6.705分東経140度22.088分 基点第21号 北緯36度6.912分東経140度21.781分 基点第22号 北緯36度7.230分東経140度21.035分 基点第23号 北緯36度7.371分東経140度20.415分 基点第24号 北緯36度7.674分東経140度19.998分 基点第119号 北緯36度3.944分東経140度19.085分 基点第120号 北緯36度3.760分東経140度19.493分 ア 北緯36度3.919分東経140度15.867分 イ 北緯36度3.858分東経140度16.468分 ウ 北緯36度3.561分東経140度16.801分 エ 北緯36度3.276分東経140度17.331分 オ 北緯36度3.267分東経140度17.768分 カ 北緯36度3.845分東経140度18.638分 キ 北緯36度3.416分東経140度19.892分 ク 北緯36度3.557分東経140度20.925分 ク 北緯36度3.525分東経140度21.517分 コ 北緯36度3.023分東経140度21.947分 サ 北緯36度3.217分東経140度22.402分 シ 北緯36度3.991分東経140度22.796分 ス 北緯36度4.636分東経140度23.392分 セ 北緯36度5.086分東経140度23.854分 ソ 北緯36度5.470分東経140度23.873分 タ 北緯36度5.849分東経140度22.746分 チ 北緯36度6.065分東経140度23.162分 ツ 北緯36度6.226分東経140度23.173分 テ 北緯36度6.344分東経140度23.079分 ト 北緯36度6.862分東経140度22.271分 ナ 北緯36度7.050分東経140度21.941分 ニ 北緯36度7.461分東経140度21.022分 ス 北緯36度7.552分東経140度20.491分 ネ 北緯36度7.740分東経140度20.152分 ノ 北緯36度3.801分東経140度18.988分 ハ 北緯36度3.618分東経140度19.397分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県かすみがうら市	船舶の航行を妨げてはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
霞北共第4号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村地先	次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と石岡市及び小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のウ、シ、ス、セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く。 基点第24号 北緯36度7.674分東経140度19.998分 基点第25号 北緯36度8.056分東経140度20.175分 基点第26号 北緯36度8.676分東経140度19.240分 基点第27号 北緯36度8.905分東経140度18.755分 基点第28号 北緯36度9.450分東経140度19.289分 基点第29号 北緯36度9.021分東経140度20.029分 基点第30号 北緯36度8.861分東経140度20.202分 基点第31号 北緯36度8.378分東経140度20.551分 基点第32号 北緯36度8.953分東経140度21.418分 ア 北緯36度7.740分東経140度20.152分 イ 北緯36度8.192分東経140度20.429分 ウ 北緯36度8.940分東経140度19.427分 エ 北緯36度8.814分東経140度19.252分 オ 北緯36度9.013分東経140度18.864分 カ 北緯36度9.282分東経140度19.120分 キ 北緯36度8.789分東経140度20.103分 ク 北緯36度8.681分東経140度19.953分 ケ 北緯36度8.228分東経140度20.512分 コ 北緯36度7.990分東経140度21.751分 サ 北緯36度9.011分東経140度20.036分 シ 北緯36度9.002分東経140度20.052分 セ 北緯36度9.999分東経140度20.048分 ス 北緯36度9.010分東経140度20.035分	次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と石岡市及び小美玉市の湖岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のウ、シ、ス、セ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域は除く。 基点第24号 茨城県石岡市及び小美玉市との市界上の点 基点第25号 茨城県石岡市井間地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭中32.75 基点第26号 茨城県石岡市石川地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭中35.00 基点第27号 茨城県石岡市石川字石川地先に設置した標柱 基点第28号 茨城県小美玉市高崎字高崎地先に設置した標柱 基点第29号 茨城県小美玉市高崎地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左31.50 基点第30号 茨城県小美玉市下玉里字下地地先に設置した標柱 基点第31号 茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左30.00 基点第32号 園部川河口(茨城県小美玉市川中子地先)右岸に設置した標機 ア 基点第24号から62度00分(真方位)260メートルの点 イ 基点第25号から56度15分(真方位)457メートルの点 ウ 基点第26号から29度37分(真方位)564メートルの点 エ 基点第26号から3度48分(真方位)256メートルの点 オ 基点第27号から39度00分(真方位)258メートルの点 カ 基点第28号から219度00分(真方位)400メートルの点 キ 基点第30号から228度00分(真方位)200メートルの点 ク 基点第30号から228度00分(真方位)500メートルの点 ケ 基点第31号から191度35分(真方位)284メートルの点 コ 基点第32号から164度00分(真方位)1,850メートルの点 サ 基点第29号から148度28分(真方位)20メートルの点 シ 基点第29号から134度23分(真方位)48メートルの点 ス 基点第29号から144度17分(真方位)49メートルの点 セ 基点第29号から157度15分(真方位)21メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡玉里村	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第5号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木蔭及び浜地先	次の基点第32号、ア、イ、ウ及び基点第34号の各点を順次に結んだ線並びに基点第35号、エ、オ、カ、ク、コ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と小美玉市及び行方市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第32号 北緯36度8.953分東経140度21.418分 基点第33号 北緯36度8.970分東経140度21.923分 基点第34号 北緯36度8.204分東経140度22.991分 基点第35号 北緯36度7.943分東経140度23.093分 基点第36号 北緯36度7.431分東経140度23.687分 基点第37号 北緯36度8.941分東経140度23.952分 基点第38号 北緯36度8.316分東経140度23.794分 ア 北緯36度8.771分東経140度21.481分 イ 北緯36度8.788分東経140度21.988分 ウ 北緯36度8.095分東経140度22.801分 エ 北緯36度7.803分東経140度22.848分 オ 北緯36度7.444分東経140度23.393分 カ 北緯36度6.759分東経140度23.761分 キ 北緯36度6.512分東経140度23.615分 ク 北緯36度6.283分東経140度23.564分	次の基点第32号、ア、イ、ウ及び基点第34号の各点を順次に結んだ線並びに基点第35号、エ、オ、カ、ク、コ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と小美玉市及び行方市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第32号 園部川河口(茨城県小美玉市川中子地先)右岸に設置した標機 基点第33号 茨城県行方市沖洲地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左27.00 基点第34号 茨城県行方市羽生地先に設置した禁止区域基点 基点第35号 茨城県行方市八木蔭地先に設置した禁止区域基点 基点第36号 茨城県行方市八木蔭地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左 23.00 基点第37号 茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左22.00 基点第38号 茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左20.75 ア 基点第32号から164度00分(真方位)350メートルの点 イ 基点第33号から163度30分(真方位)350メートルの点 ウ 基点第34号から234度30分(真方位)350メートルの点 エ 基点第35号から234度30分(真方位)450メートルの点 オ 基点第36号から272度55分(真方位)443メートルの点 カ 基点第37号から220度00分(真方位)442メートルの点 キ 基点第38号から323度00分(真方位)450メートルの点 ク 基点第38号から259度30分(真方位)350メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県小美玉市のうち旧茨城郡小川町並びに行方市沖洲、羽生、八木蔭、浜、谷島、松木、若沼及び芹沢	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第6号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先	次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第38号 北緯36度6.316分東経140度23.794分 基点第39号 北緯36度6.087分東経140度24.093分 基点第40号 北緯36度5.326分東経140度24.863分 基点第41号 北緯36度4.429分東経140度25.081分 基点第42号 北緯36度2.949分東経140度26.321分 ア 北緯36度6.283分東経140度23.564分 イ 北緯36度6.077分東経140度23.824分 ウ 北緯36度5.555分東経140度23.913分 エ 北緯36度5.144分東経140度24.786分 オ 北緯36度4.806分東経140度24.689分 カ 北緯36度4.265分東経140度24.761分 キ 北緯36度4.063分東経140度24.857分 ク 北緯36度2.760分東経140度26.039分	次の基点第38号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第38号 茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左20.75 基点第39号 茨城県行方市浜地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左20.00 基点第40号 茨城県行方市玉造甲地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左18.00 基点第41号 茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭左16.25 基点第42号 茨城県行方市荒宿と市五町田との境界に設置した標機 ア 基点第38号から259度30分(真方位)350メートルの点 イ 基点第39号から267度15分(真方位)405メートルの点 ウ 基点第39号から195度02分(真方位)1,020メートルの点 エ 基点第40号から198度40分(真方位)356メートルの点 オ 基点第41号から318度07分(真方位)932メートルの点 カ 基点第41号から237度22分(真方位)568メートルの点 キ 基点第41号から206度02分(真方位)756メートルの点 ク 基点第42号から230度00分(真方位)350メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県行方市浜、玉造甲、玉造乙、手賀、西蓮寺、井上、荒宿、藤井及び井上藤宿	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第7号	麻生漁業協同組合 霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先	次の基点第42号、ア、イ、ウ、エ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線、基点第46号、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び基点第121号の各点を順次に結んだ線並びに基点第48号及びセを結んだ線と行方市、潮来市、稲敷市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面。 基点第42号 北緯36度2.949分東経140度26.321分 基点第43号 北緯36度1.747分東経140度27.115分 基点第44号 北緯35度59.975分東経140度28.232分 基点第45号 北緯35度59.568分東経140度28.378分 基点第46号 北緯35度59.245分東経140度28.481分 基点第47号 北緯35度58.458分東経140度30.021分 基点第48号 北緯35度57.259分東経140度31.192分 基点第49号 北緯35度57.477分東経140度29.906分 基点第121号 北緯35度57.503分東経140度28.650分 ア 北緯36度2.708分東経140度25.962分 イ 北緯36度1.637分東経140度28.810分 ウ 北緯36度0.007分東経140度27.822分 エ 北緯35度59.441分東経140度27.939分 オ 北緯35度59.229分東経140度28.129分 カ 北緯35度58.919分東経140度28.320分 キ 北緯35度58.575分東経140度29.530分 ク 北緯35度58.340分東経140度29.067分 ケ 北緯35度58.019分東経140度29.345分 コ 北緯35度58.188分東経140度29.805分 サ 北緯35度57.733分東経140度29.877分 シ 北緯35度57.862分東経140度29.263分 ス 北緯35度57.898分東経140度28.758分 セ 北緯35度57.138分東経140度31.104分	次の基点第42号、ア、イ、ウ、エ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線、基点第46号、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び基点第121号の各点を順次に結んだ線並びに基点第48号及びセを結んだ線と行方市、潮来市、稲敷市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面。 基点第42号 茨城県行方市荒宿と市五町田との境界に設置した標機 基点第43号 茨城県行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右10.00 基点第44号 茨城県行方市島並と市麻生との境界に設置した標柱 基点第45号 茨城県行方市麻生字新田地先に設置した禁止区域基点 基点第46号 茨城県行方市麻生字天王崎地先に設置した禁止区域基点 基点第47号 茨城県行方市と潮来市との市界に設置した標柱 基点第48号 茨城県潮来市上戸芝宿地先に設置した標柱 基点第49号 茨城県潮来市と稲敷市との市界上の点 基点第121号 茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右2.75 から 282度05分(真方位)121メートルの点に設置した標柱 ア 基点第42号から230度00分(真方位)700メートルの点 イ 基点第43号から245度40分(真方位)500メートルの点 ウ 基点第44号から275度00分(真方位)618メートルの点 エ 基点第45号から250度00分(真方位)700メートルの点 オ 基点第46号から266度30分(真方位)530メートルの点 カ 基点第46号から201度30分(真方位)650メートルの点 キ 基点第47号から286度00分(真方位)770メートルの点 ク 基点第47号から261度00分(真方位)1,450メートルの点 ケ 基点第47号から231度00分(真方位)1,300メートルの点 コ 基点第47号から231度00分(真方位)800メートルの点 サ 基点第49号から306度00分(真方位)800メートルの点 シ 基点第49号から306度00分(真方位)1,200メートルの点 ス 基点第121号から12度05分(真方位)747メートルの点 セ 基点第48号から210度00分(真方位)の線と対岸との交点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、島須、牛堀及び上戸並びに稲敷市のうち旧稲敷郡東町	船舶の航行を妨げてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
露北共第8号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県稲敷市本新、浮島及び西の洲地先	次の基点第121号、ア、イ、基点第51号及び基点第50号の各点を順次に結んだ線、基点第52号、ウ、エ、オ、カ及び基点第55号の各点を順次に結んだ線並びに基点第56号、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第121号 北緯35度57.503分東経140度28.650分 基点第50号 北緯35度57.480分東経140度28.242分 基点第51号 北緯35度57.590分東経140度28.081分 基点第52号 北緯35度57.748分東経140度27.857分 基点第53号 北緯35度57.844分東経140度27.361分 基点第54号 北緯35度58.635分東経140度26.796分 基点第55号 北緯35度58.976分東経140度25.627分 基点第56号 北緯35度59.110分東経140度25.162分 基点第57号 北緯35度59.280分東経140度23.969分 基点第58号 北緯35度59.158分東経140度23.898分 ア 北緯35度57.898分東経140度28.758分 イ 北緯35度57.942分東経140度28.389分 ウ 北緯35度58.078分東経140度28.146分 エ 北緯35度58.219分東経140度27.551分 オ 北緯35度58.854分東経140度27.476分 カ 北緯35度59.382分東経140度25.812分 キ 北緯35度59.551分東経140度25.364分 ク 北緯35度59.843分東経140度24.505分 ケ 北緯35度59.808分東経140度23.873分 コ 北緯35度59.508分東経140度23.441分 サ 北緯35度59.271分東経140度23.524分	次の基点第121号、ア、イ、基点第51号及び基点第50号の各点を順次に結んだ線、基点第52号、ウ、エ、オ、カ及び基点第55号の各点を順次に結んだ線並びに基点第56号、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と稲敷市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第121号 茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右2.75 から282度05分(真方位)121メートルの点に設置した標柱 基点第50号 茨城県稲敷市本新地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右3.50 基点第51号 茨城県稲敷市浮島宇尾島妙岐地先に設置した禁止区域基点 基点第52号 基点第51号から310度00分(真方位)550メートルの点に設置した禁止区域基点 基点第53号 茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右9.00 基点第54号 茨城県稲敷市浮島地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右12.00 基点第55号 茨城県稲敷市浮島宇才勝地先に設置した禁止区域基点 基点第56号 茨城県稲敷市浮島宇西の洲と宇才勝との字界に設置した禁止区域基点 基点第57号 茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右16.75 基点第58号 茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右17.00 ア 基点121号から12度05分(真方位)747メートルの点 イ 基点第51号から35度00分(真方位)800メートルの点 ウ 基点第52号から35度00分(真方位)750メートルの点 エ 基点第53号から22度00分(真方位)750メートルの点 オ 基点第54号から68度00分(真方位)1,100メートルの点 カ 基点第55号から20度00分(真方位)800メートルの点 キ 基点第56号から20度00分(真方位)870メートルの点 ク 基点第57号から37度22分27秒(真方位)1,315.4メートルの点 ケ 基点第57号から351度16分21秒(真方位)987.3メートルの点 コ 基点第57号から297度39分27秒(真方位)999.2メートルの点 サ 基点第58号から290度00分(真方位)600メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県稲敷市浮島	船舶の航行を妨げてはならない。
露北共第9号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県稲敷市三次、飯出、古渡及び信太古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町地先	次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と稲敷市及び稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第58号 北緯35度59.158分東経140度23.898分 基点第59号 北緯35度59.004分東経140度22.094分 基点第60号 北緯35度59.741分東経140度21.543分 ア 北緯35度59.271分東経140度23.524分 イ 北緯35度59.220分東経140度22.096分 ウ 北緯35度59.393分東経140度21.602分	次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と稲敷市及び稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第58号 茨城県稲敷市西の洲地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右17.00 基点第59号 茨城県稲敷市飯出地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭右20.00 基点第60号 茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱 ア 基点第58号から290度00分(真方位)600メートルの点 イ 基点第59号から0度00分(真方位)400メートルの点 ウ 基点第60号から171度50分(真方位)650メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、同飯出及び古渡並びに同市のうち旧稲敷郡江戸崎町	船舶の航行を妨げてはならない。
露北共第10号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県稲敷郡美浦村地先	次の基点第60号、ア、イ、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線、基点第63号、オ、カ、キ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに基点第65号、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第66号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第60号 北緯35度59.741分東経140度21.543分 基点第61号 北緯36度0.167分東経140度22.586分 基点第62号 北緯36度1.138分東経140度21.507分 基点第63号 北緯36度1.289分東経140度21.338分 基点第64号 北緯36度1.817分東経140度19.013分 基点第65号 北緯36度1.822分東経140度18.613分 基点第66号 北緯36度2.061分東経140度16.183分 ア 北緯35度59.393分東経140度21.602分 イ 北緯36度0.165分東経140度23.118分 ウ 北緯36度0.739分東経140度23.030分 エ 北緯36度1.442分東経140度21.885分 オ 北緯36度1.513分東経140度21.616分 カ 北緯36度2.121分東経140度21.392分 キ 北緯36度2.050分東経140度19.181分 ク 北緯36度2.333分東経140度19.083分 ケ 北緯36度2.309分東経140度18.616分 コ 北緯36度1.900分東経140度17.954分 サ 北緯36度2.356分東経140度16.819分 シ 北緯36度2.383分東経140度16.233分	次の基点第60号、ア、イ、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線、基点第63号、オ、カ、キ及び基点第64号の各点を順次に結んだ線並びに基点第65号、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第66号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第60号 茨城県稲敷郡美浦村余郷入地先に設置した標柱 基点第61号 茨城県稲敷郡美浦村大山地先の国土交通省霞ヶ浦キヨ杭建右 28.25 基点第62号 茨城県稲敷郡美浦村馬掛宇一斗内地先に設置した保護水面基点 基点第63号 茨城県稲敷郡美浦村馬掛宇一斗内地先に設置した保護水面基点 基点第64号 茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字塚下地先に設置した禁止区域基点 基点第65号 茨城県稲敷郡美浦村大須賀津字小作地先に設置した禁止区域基点 基点第66号 茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識 ア 基点第60号から171度50分(真方位)650メートルの点 イ 基点第61号から90度00分(真方位)800メートルの点 ウ 基点第61号から32度00分(真方位)1,250メートルの点 エ 基点第62号から45度00分(真方位)800メートルの点 オ 基点第63号から45度00分(真方位)588メートルの点 カ 基点第63号から2度42分10 秒(真方位)1,541メートルの点 キ 基点第64号から30度00分(真方位)500メートルの点 ク 基点第65号から36度30分(真方位)1,180メートルの点 ケ 基点第65号から0度00分(真方位)900メートルの点 コ 基点第65号から278度00 分(真方位)1,000メートルの点 サ 基点第66号から60度00分(真方位)1,100メートルの点 シ 基点第66号から7度00分(真方位)600メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県稲敷郡美浦村	船舶の航行を妨げてはならない。
露北共第11号	霞ヶ浦漁業協同組合	茨城県稲敷郡阿見町地先	次の基点第66号、ア、イ、ウ及び基点第1号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第66号 北緯36度2.061分東経140度16.183分 基点第67号 北緯36度2.786分東経140度13.652分 基点第1号 北緯36度3.319分東経140度13.354分 ア 北緯36度2.329分東経140度16.225分 イ 北緯36度2.870分東経140度13.972分 ウ 北緯36度3.342分東経140度13.653分	次の基点第66号、ア、イ、ウ及び基点第1号の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第66号 茨城県稲敷郡美浦村と阿見町との町村界に設置した標識 基点第67号 水天宮(茨城県稲敷郡阿見町戸地先)の祠 基点第1号 茨城県土浦市と稲敷郡阿見町との市町界の点 ア 基点第66号から7度00分(真方位)500メートルの点 イ 基点第67号から71度46分7秒(真方位)504.9メートルの点 ウ 基点第1号から84度30分(真方位)450メートルの点	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県稲敷郡阿見町	船舶の航行を妨げてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
霞北共第12号	潮来漁業協同組合	茨城県潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先	次の基点第68号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第71号の各点を順次に結んだ線と潮来市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第68号 北緯35度57.448分東経140度36.169分 基点第69号 北緯35度57.828分東経140度35.541分 基点第70号 北緯35度58.812分東経140度35.057分 基点第71号 北緯36度0.153分東経140度33.500分 ア 北緯35度57.600分東経140度36.359分 イ 北緯35度57.788分東経140度36.061分 ウ 北緯35度57.859分東経140度35.526分 エ 北緯35度58.578分東経140度35.034分 オ 北緯35度58.559分東経140度35.464分 カ 北緯35度58.903分東経140度35.832分 キ 北緯36度0.342分東経140度33.737分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、由松、由松南、小栗、小栗南、新宮、新宮南、吉高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第13号	きたうら広域漁業協同組合	茨城県行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先	次の基点第73号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第80号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第73号 北緯36度0.709分東経140度32.615分 基点第74号 北緯36度0.963分東経140度33.107分 基点第75号 北緯36度1.848分東経140度33.458分 基点第76号 北緯36度1.977分東経140度32.849分 基点第77号 北緯36度2.391分東経140度32.769分 基点第78号 北緯36度2.517分東経140度33.271分 基点第79号 北緯36度2.891分東経140度33.111分 基点第80号 北緯36度3.041分東経140度32.947分 ア 北緯36度0.546分東経140度32.921分 イ 北緯36度0.939分東経140度33.397分 ウ 北緯36度1.709分東経140度33.819分 エ 北緯36度1.909分東経140度33.748分 オ 北緯36度2.074分東経140度33.331分 カ 北緯36度2.049分東経140度33.100分 キ 北緯36度2.242分東経140度32.675分 ク 北緯36度2.244分東経140度32.802分 ケ 北緯36度2.112分東経140度33.065分 コ 北緯36度2.197分東経140度33.285分 サ 北緯36度2.832分東経140度33.672分 シ 北緯36度3.138分東経140度33.107分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮、天掛及び根小屋	船舶の航行を妨げてはならない。
霞北共第14号	きたうら広域漁業協同組合	茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町地先	次の基点第81号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及び基点第86号の各点を順次に結んだ線と行方市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第81号 北緯36度3.411分東経140度32.812分 基点第82号 北緯36度4.409分東経140度32.266分 基点第83号 北緯36度4.927分東経140度32.192分 基点第84号 北緯36度5.343分東経140度32.043分 基点第85号 北緯36度5.990分東経140度31.531分 基点第86号 北緯36度6.281分東経140度31.556分 基点第87号 北緯36度6.720分東経140度31.556分 基点第88号 北緯36度7.309分東経140度31.233分 ア 北緯36度3.366分東経140度33.072分 イ 北緯36度3.720分東経140度33.136分 ウ 北緯36度4.117分東経140度32.119分 エ 北緯36度4.329分東経140度32.498分 オ 北緯36度4.708分東経140度32.306分 カ 北緯36度4.959分東経140度32.324分 キ 北緯36度5.155分東経140度32.419分 ク 北緯36度5.267分東経140度32.355分 ケ 北緯36度5.525分東経140度31.996分 コ 北緯36度5.731分東経140度31.459分 サ 北緯36度5.996分東経140度31.751分 シ 北緯36度6.049分東経140度32.019分 ス 北緯36度6.234分東経140度31.993分 セ 北緯36度6.444分東経140度31.542分 ソ 北緯36度6.785分東経140度31.821分 タ 北緯36度6.917分東経140度31.832分 チ 北緯36度7.332分東経140度31.364分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県行方市のうち旧行方郡北浦町	船舶の航行を妨げてはならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
露北共第15号	きたうら広域漁業協同組合	茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先	次の基点第88号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及び基点第96号の各点を順次に結んだ線と銚田市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第88号 北緯36度7.309分東経140度31.233分 基点第89号 北緯36度7.385分東経140度31.876分 基点第90号 北緯36度6.553分東経140度31.893分 基点第91号 北緯36度6.138分東経140度32.228分 基点第92号 北緯36度5.687分東経140度32.050分 基点第93号 北緯36度5.420分東経140度32.502分 基点第94号 北緯36度4.927分東経140度32.510分 基点第95号 北緯36度4.708分東経140度32.683分 基点第96号 北緯36度3.739分東経140度33.650分 ア 北緯36度7.363分東経140度31.749分 イ 北緯36度7.143分東経140度31.668分 ウ 北緯36度7.030分東経140度31.719分 エ 北緯36度6.941分東経140度31.903分 オ 北緯36度6.752分東経140度31.897分 カ 北緯36度6.646分東経140度31.723分 キ 北緯36度6.483分東経140度31.721分 ク 北緯36度6.428分東経140度31.894分 ケ 北緯36度5.998分東経140度32.140分 コ 北緯36度5.742分東経140度31.854分 サ 北緯36度5.612分東経140度31.918分 シ 北緯36度5.505分東経140度32.301分 ス 北緯36度5.158分東経140度32.450分 セ 北緯36度4.965分東経140度32.355分 ソ 北緯36度4.716分東経140度32.448分 タ 北緯36度4.581分東経140度32.626分 チ 北緯36度4.298分東経140度32.787分 ツ 北緯36度3.975分東経140度33.248分 テ 北緯36度3.690分東経140度33.430分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村	船舶の航行を妨げてはならない。
露北共第16号	きたうら広域漁業協同組合	茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中及び大字奈良毛地先	次の基点第98号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第101号の各点を順次に結んだ線並びに基点第102号、コ、サ、シ、ス及び基点第104号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第98号 北緯36度3.739分東経140度33.650分 基点第97号 北緯36度2.994分東経140度34.278分 基点第98号 北緯36度2.504分東経140度34.288分 基点第99号 北緯36度2.087分東経140度34.522分 基点第100号 北緯36度1.854分東経140度34.518分 基点第101号 北緯36度1.822分東経140度34.582分 基点第102号 北緯36度1.056分東経140度34.788分 基点第103号 北緯36度0.719分東経140度34.849分 基点第104号 北緯36度0.247分東経140度35.787分 ア 北緯36度3.690分東経140度33.430分 イ 北緯36度3.368分東経140度33.358分 ウ 北緯36度3.083分東経140度34.006分 エ 北緯36度2.518分東経140度33.968分 オ 北緯36度2.238分東経140度34.363分 カ 北緯36度1.850分東経140度34.120分 キ 北緯36度1.657分東経140度34.152分 ク 北緯36度1.468分東経140度34.487分 ケ 北緯36度1.607分東経140度34.589分 コ 北緯36度1.118分東経140度34.766分 サ 北緯36度1.280分東経140度34.500分 シ 北緯36度0.444分東経140度34.580分 ス 北緯36度0.146分東経140度35.515分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和	船舶の航行を妨げてはならない。
露北共第17号	きたうら広域漁業協同組合	茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鯉川地先	次の基点第104号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第106号の各点を順次に結んだ線並びに基点第107号、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第111号の各点を順次に結んだ線と鹿嶋市の湖岸線とによって囲まれた区域。 基点第104号 北緯35度0.247分東経140度35.787分 基点第105号 北緯35度0.200分東経140度36.150分 基点第106号 北緯35度0.161分東経140度35.748分 基点第107号 北緯35度0.7936分東経140度36.553分 基点第108号 北緯35度0.7645分東経140度36.808分 基点第109号 北緯35度0.7166分東経140度36.857分 基点第110号 北緯35度0.6602分東経140度37.530分 基点第111号 北緯35度0.6078分東経140度37.327分 ア 北緯35度0.157分東経140度35.545分 イ 北緯35度0.816分東経140度35.465分 ウ 北緯35度0.124分東経140度35.762分 エ 北緯35度0.009分東経140度35.974分 オ 北緯35度0.58244分東経140度35.403分 カ 北緯35度0.797分東経140度35.575分 キ 北緯35度0.7975分東経140度36.292分 ク 北緯35度0.7576分東経140度36.395分 ケ 北緯35度0.7579分東経140度36.684分 コ 北緯35度0.7016分東経140度36.721分 サ 北緯35度0.820分東経140度36.873分 シ 北緯35度0.570分東経140度37.379分 ス 北緯35度0.393分東経140度37.468分 セ 北緯35度0.192分東経140度37.237分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字宮津台	船舶の航行を妨げてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
露北共第18号	常陸川漁業協同組合 潮来漁業協同組合	茨城県潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先	次の基点第114号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第113号の各点を順次に結んだ線、基点第111号及びシを結んだ線並びに基点第116号及びビサを結んだ線と潮来市、神栖市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面。 基点第111号 北緯35度56.078分東経140度37.327分 基点第112号 北緯35度54.434分東経140度36.723分 基点第113号 北緯35度54.063分東経140度36.600分 基点第114号 北緯35度54.190分東経140度35.932分 基点第115号 北緯35度55.135分東経140度35.139分 基点第116号 北緯35度55.407分東経140度34.570分 基点第117号 北緯35度55.873分東経140度35.392分 基点第118号 北緯35度55.438分東経140度36.581分 ア 北緯35度54.136分東経140度36.119分 イ 北緯35度54.339分東経140度36.124分 ウ 北緯35度54.407分東経140度35.783分 エ 北緯35度54.565分東経140度35.867分 オ 北緯35度55.122分東経140度35.456分 カ 北緯35度55.591分東経140度35.612分 キ 北緯35度55.219分東経140度36.432分 ク 北緯35度54.563分東経140度36.553分 ケ 北緯35度54.365分東経140度36.354分 コ 北緯35度54.091分東経140度36.420分 サ 北緯35度55.303分東経140度34.384分 シ 北緯35度56.245分東経140度37.195分	第2種共同漁業	大型雑魚張網漁業 小型雑魚張網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	茨城県潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、吉西、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町	船舶の航行を妨げてはならない。
			次の基点第114号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第113号の各点を順次に結んだ線、基点第111号及びシを結んだ線並びに基点第116号及びビサを結んだ線と潮来市、神栖市及び千葉県香取市の湖岸線とによって囲まれた区域のうち茨城県水面。 基点第111号 茨城県鹿嶋市と神栖市の市界上の点 基点第112号 茨城県神栖市賀地先の国土交通省常陸利根川(外浪逆浦)キロ杭左1.00 基点第113号 水神祠島居(茨城県神栖市賀字一本松地先)の左脚 基点第114号 茨城県潮来市、神栖市及び千葉県香取市の市界上の点 基点第115号 茨城県潮来市潮来地先の国土交通省常陸利根川(外浪逆浦)キロ杭右0.00 基点第116号 茨城県潮来市潮来字十番地先の揚排水機場樋管 基点第117号 茨城県潮来市日の出地先の国土交通省常陸利根川(外浪逆浦)キロ杭右5.25 基点第118号 茨城県潮来市徳島地先に設置した標識 ア 基点第114号から109度03分50秒(真方位)298.3メートルの点 イ 基点第114号から46度00分(真方位)400メートルの点 ウ 基点第114号から330度30分(真方位)460メートルの点 エ 基点第114号から351度30分(真方位)700メートルの点 オ 基点第115号から92度22分(真方位)477メートルの点 カ 基点第117号から147度09分(真方位)619メートルの点 キ 基点第118号から208度30分(真方位)464メートルの点 ク 基点第112号から312度30分(真方位)350メートルの点 ケ 基点第112号から256度30分(真方位)570メートルの点 コ 基点第113号から280度03分55秒(真方位)275メートルの点 サ 基点第116号から235度00分(真方位)の線と対岸との交点 シ 基点第111号から326度38分(真方位)の線と対岸との交点							